

榎本 祐三 の 市政報告



はじめに

私事ですが、上記の住所に8月24日に転居いたしました。一昨年の台風によって築50年を過ぎた我が家は、大きな被害を受けました。あの時の恐怖がトラウマとなって、同居する娘と孫が別の所に新居を構えることを提案し、実行したものです。

改築、増築で48坪になった旧宅には50数年の歴史がありますが、その分不要な物も溜まりました。新宅は38坪ですので10坪（20畳）ほど狭くなり、その分も断捨離しなければならず、後期高齢者の身ではとても大変でした。

家内とお互いを励ましあって作業に取り組み、どうにか引越しにこぎつけましたが、気力・体力の低下を思い知らされたところです。引っ越し後1か月半以上が過ぎ、どうにか落ち着いてきたというのが実感です。お近くへおいでの折には、お立ち寄りいただければと思います。

さて、緊急事態宣言の延長により、新型コロナウイルスの感染者数が徐々に減少してきていることは好ましいことですが、館山市議会議員も1名感染しており、明日は我が身と襟を正したところです。

このような状況から、今回の市議会定例会は三蜜等を避けるため、常任委員会及び決算委員会を取り止め、感染リスクの少ない本会議において質疑することになりました。また、一般質問、決算質疑は1時間を40分とし、一般議案・補正予算質疑も40分を30分に短縮して実施しました。

今回の市政報告は、館山市議会としてその対応の真価が問われていると考える「市議会に対する告発状の対応」についてお知らせしたいと思います。

市議会に対する告発状の対応

告発状が提出された経緯

この問題は、平成20年10月に自死された館山市職員の奥様が、ご主人の自死は公務による過労等が原因であるとして、被告（館山市）が安全配慮義務（地方公共団体がその公務を迫る職員に対して負っている公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務）に違反しているとして、損害賠償請求を平成30年10月5日に起こされた裁判が発端となっています。

当該裁判は、14回の口頭弁論等が行われ令和3年1月28日に結審し、同年3月4日に判決が言い渡されたものですが、判決内容は「原告らの請求を棄却する。裁判の費用は、原告らが負担する。」と言うものでした。これに対して原告は控訴しており、現在高等裁

判所において審議されているものです。

この地裁における裁判の経過の中で、当該自死者のカウンセリングや精神的な治療をする館山市の当時の産業医が、産業医資格のない医師が就任していることが判り、しかも館山市は当該医師に産業医として9年間にわたり報酬を支払っていた事実も判明しました。

また、市議会の一般質問等でも産業医として虚偽の説明をしていたことも判り、当該原告が館山市議会議長に対して令和3年6月21日付で告発状を提出したものです。

告発状の概要

告発状の最初には、「この告発状を好機と捉え、館山市長及び館山市役所職員が、長期の違法行為の隠匿や議会軽視をこれ以上続けることなく、真に自らを見つめ、まっとうに働く職員が安心、安全に業務に邁進できる行政運営と市政の信頼回復に努めていただきたく、告発いたします。」と書いてあります。

紙面の都合上、細部について書くことはできませんが、「1 告発の趣旨」、「2 労働安全衛生法違反」、「3 産業医」、「4 産業医の業務と公文書作成」、「5 違法な産業医選任及び産業医報酬支出」、「6 産業医に関する虚偽公文書作成」、「7 議会に対する虚偽答弁」、「8 違法及び犯罪行為による影響」、「9 議会での検証の必要性」、「10 最後に」と詳細にわたり、告発・説明され、第三者委員会の立ち上げと議会の100条委員会による検証と処分を要求されたものです。

市議会の対応

告発状を受けて議会としてどのように対応するのか。全員協議会で議論しましたが、裁判中の案件でもあり、また10年以上も経過していることから、要望されている第三者委員会の設置や100条委員会での検証は難しく対応に苦慮しましたが、指摘されている内容に対して、議会として市長に質問状を提出し、その回答の内容を精査した結果、意見書として議会の意思を伝えることとなりました。

市議会からの市長への照会状(質問状)の概要

告発状を基に8月24日付で市議会議長から市長に対して出された「館山市議会に対して提出された告発状について(照会)」の概要は以下のとおりです。

1 産業医について

- ・市長以下、担当部長、参事が産業医資格のないものを「産業医」として議会で答弁した理由。無資格であることを認識していたのか。
- ・医師会から推薦された医師はなぜ産業医の資格を取得していなかったのか。また、資格のない医師を「産業医」として認定した経緯と理由。他7件

2 公務災害について

- ・検証されるべき自死の理由の検証が行われなかった理由。
- ・公務災害の申請を受け付けない理由 他1件

3 その他

市長からの回答の概要

9月3日付で市長から回答があり、後日議長から全議員に当該回答書が配布されました。

議長から各会派で内容を検討して9月21日までに意見を出してもらうことと、意見書案の作成を議長に一任してもらいたい旨の発言があり、了承されました。市長からの回答の要約は以下のとおりです。

産業医について

諸々の事情から産業医資格のない当該医師を産業医として扱い、議会にもそのように答弁してきたことは事実であり、また、産業医と同等の業務を担当していただいたことから、産業医としての報酬を支払ってきたものである。

当該医師が行ってきた業務は、館山市が事業者の責任として労働安全衛生法第3条第1項に定める「快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保する。」ことに資するものであり、当該医師によって、労働安全衛生規則第14条第1項に定める職務と同等の業務を実施してきたものであると理解している。

公務災害について

市は、仕事によるストレスがメンタルヘルス不調の要因か、再発防止をどうするかを考えることはあるにしても、自死の理由までも検証する立場にないことから、自死の理由について検証することは行ってきませんでした。

また、公務災害の認定については、申請があれば手続きするが、認定申請書の提出がなかったことから手続していません。

会派(たてやま21緑風会)の所見

この回答に対して、私がたたき台の案を作成してそれを基に会派間で意見集約し、意見書案等を作成しました。

産業医についての所見

安房医師会の推薦があったとは言え、当時は現在の資格者14名から比べると39名も有資格者がいたことからすると、有資格者の推薦が得られなかった理由には疑問が残ります。

また、当該医師が業務多忙などにより、産業医としての法律上の要件具備には至らなかったというのであれば、早い時期に産業医の交代を実施すべきではなかったかと思えます。

資格を有しない医師を9年間も産業医として扱ってきた事実は消せるものではなく、監査委員も指摘しているところです。

このような経過からすると、「当該医師によって、労働安全衛生規則第14条第1項に定める職務と同等の業務を実施してきたものであると理解している。」と言っても、相応の過失又は違反があったと認めざるを得ません。

当時約30名の職員が休職しており、また本件の事案を含めて2名の職員が自死するという、勤務実態が極めて問題の多い状況であったことからすると、産業医の選任をはじめ議会答弁を含めて館山市がとってきた対応には大いに疑問が残ります。

公務災害についての所見

市の回答は、告発者に対して冷たい回答と思えます。再発防止をどうするかを考える前提には、自死の理由がどうであったかを調査するのは当然ではないでしょうか。

また、夫の自死によって精神的にも不安定になっている原告（告発者）に寄り添って、公務災害の申請手続きや当該書類の説明などがあれば、申請していたのではないかと想像できます。それができていれば、訴訟には至らなかったのではないかとおもえます。

少なくとも、自死するまでの十数年間、館山市職員として勤務してきた当事者に敬意を表し、その家族に寄り添う気持ちが必要でなかったかと思料します。

ちなみに、地裁の判決文では「公務の遂行による疲労及び心理的負担がきっかけとなって、本件発病に至ったと推認される。したがって亡〇〇の本件発病が公務に起因することが認められる。」とあり、発病が公務にあったことが指摘されており、館山市はこれを重く受け止めなければならないのではないのでしょうか。

提出された意見書

議長が指示した市の回答書に対する所見と意見書案の提出は、我々の会派（4名）と公明党（2名）、新しい風の会（1名）の3会派だけでした。

私たちの会派は、上記の検討結果に基づく意見集約から、意見書には「①産業医に関しては違法行為であり、事実を公表して市民に謝罪していただきたい。②公務災害については、このまま裁判を継続することは双方にとっても得策ではないことから、今一度原点に戻り告発者（裁判の原告）との和解の協議に入ること。」を勧告しました。公明党、新しい風の会の意見書案も同じような要望を挙げています。

しかし議会としての意見書は、9対7の賛成多数で以下の内容を「改善意見書」として市長に提出することになりました。

- 1 資格要件の必要な者を委嘱するのは資格要件の確認が必要であることは言うまでもない。今後、適正な事務執行を行うこと。
- 2 選任に至る経緯や、勤務実態はともかく、「産業医」資格のないものを産業医とし、また議会に対して何の説明もなく「産業医」として答弁したことは大いに遺憾である。今後議会答弁の重みをより一層認識し議会対応にあたること。
- 3 職員のメンタルヘルス不調の解消に努めるとともに、働きやすい職場環境を整備すること。

おわりに

意見書がこのようなになった主な理由は、「この告発状を好機と捉え、館山市長及び館山市役所職員が、長期の違法行為の隠匿や議会軽視をこれ以上続けることなく、真に自らを見つめ、まっとうに働く職員が安心、安全に業務に邁進できる行政運営と市政の信頼回復に努めていただきたく、告発いたします。」との告発者の意思を尊重することを理由に、賛成多数で執行部に謝罪や和解を求めることはしないとなったものです。

しかしそれでよかったですのでしょうか。今回の告発は市議会の存在価値が問われるものではないのでしょうか。この程度の市議会からの改善意見書では、執行部にとっては痛くも痒くもないものだと言えます。

9年間にわたり、産業医資格のない医師を産業医として報酬を支払い、市議会に対しても虚偽の発言をしていたことは、改善意見で済むものではありませんし、公務災害の申請の対応もなぜか冷淡すぎます。「行政の確かな監視役」が私の選挙公約ですが、行政の不適切な対応については、今後とも納得いくまで追求していくつもりです。